（別記３）

農業教育環境整備事業

第１　事業の趣旨

将来の農業の担い手を育成するため、農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業機械、設備（以下「農業機械等」という。）の導入及び施設整備を支援する。

第２　事業の種類

　　１　農業機械等導入事業

　　２　施設等整備事業

第３　事業の仕組み

　　１　第２の１に掲げる事業については以下のとおりとする。

⑴　国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金を交付する。

　　　⑵　全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に対し、補助金を交付する。

　　２　第２の２に掲げる事業について、国は、都道府県に対して補助金を交付する。

第４　事業実施主体

１　事業実施主体は、以下の⑴から⑷までに掲げる団体等とする。

⑴　都道府県

⑵　市町村

⑶　都道府県、市町村又は民間団体が運営する農業教育機関

⑷　民間団体（特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等）

　　２　事業実施主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修を、適切に実施することができる者とする。

　また、事業実施主体は、本事業により導入した農業機械等又は施設について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理を行うことのできる者とする。

第５　事業内容

　　１　農業機械等導入事業

1. 補助対象となる農業機械等

　　　　　補助対象となる農業機械等は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記３農業教育高度化事業の第４の１の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）に位置付けられている、農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要なものとする。なお、以下の点に留意すること。

ア　本体価格が50万円以上の研修用農業機械（アタッチメントを含む）又は農業設備であって、原則として新品とする。

イ　なお、研修に必要な農業機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダー、バックホー、パソコン、プロジェクター等）については、補助対象としない。

　　　⑵　補助対象経費

　　　　ア　本事業の事業実施主体の補助対象経費は、農業機械等の購入経費とし、補助率は１／２以内とする。

なお、事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している農業機械等の導入に要した経費は、補助対象としない。

　　　　イ　全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

⑶　事業実施計画等の提出

ア　事業実施主体は、別紙様式第１号により事業実施計画を作成し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出する。

イ　都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画について、事業実施主体が本事業の実施主体として適当であるか及び事業実施主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を審査の上、別紙様式第２号の都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得るものとする。

ウ　都道府県事業実施計画について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める重要な変更を行う場合は、ア及びイに掲げる手続に準じて行う。

エ　全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第３号により全国事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。また、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、実施要綱本文第４の２（２）及び（３）により行うこと。

オ　全国事業実施計画について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別表に定める重要な変更を行う場合は、交付要綱第10の変更等承認申請書に添付する。

⑷　補助金の交付等

ア　国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費を補助する。

イ　全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

なお、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

（ア）スマート農業に関連する取組

（イ）環境配慮型農業等に関連する取組

（ウ）就職氷河期世代を含む社会人等へのリカレント教育に関連する取組

ウ　補助金の交付を受けた都道府県知事は、⑶のイにより承認された都道府県事業実施計画に基づき、事業実施主体に対し補助金を交付する。

エ　全国農業員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

⑸　事業実績等の報告

ア　事業実施主体は、事業実績について、別紙様式第１号により実績報告を作成し、事業完了の日から１か月以内又は当該事業年度の翌年度の４月末日までのいずれか早い期日までに事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事へ報告する。

イ　都道府県知事は、１の実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から３か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度６月末日のいずれか早い期日までに、別紙様式第２号により都道府県実績報告を作成し、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

ウ　全国農業委員会ネットワーク機構は、イにより報告を受けた都道府県実施報告書を基に、別紙様式第３号により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度７月末日までに経営局長に報告する。

⑹　留意事項

ア　本事業により導入する農業機械等は、農業研修の目的のため使用する共同利用の農業機械等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使用しないこと。

イ　導入した農業機械等は、施錠可能な場所での保管、動産総合保険等の加入、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

ウ　就農の際に必要となる農業知識・技術等の習得を目的とした研修を行う観点から、既に研修機関が所有する農業機械等と同能力のものを再整備するのではなく、より能力の高い農業機械等を選択すること。

エ　農業機械等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、農業資材比較サービス（ＡＧＭＩＲＵ「アグミル」）の活用、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

オ　事業実施主体は、農業機械等による事故を防止するため、講習を実施する等研修受講者の安全確保に配慮すること。

カ　事業実施主体は、導入した農業機械等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。

キ　本事業により導入する農業機械等を効率的に活用するため、事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修において、本事業により導入した農業機械等を利用できる。

ク　本事業により導入する農業機械等を効率的に利用するため、本事業により導入した農業機械等を活用して実施する農業研修について、研修受講者数を10名以上確保するよう努めること。

ケ　本事業で導入する農業機械等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しない。

２　施設等整備事業

　⑴　補助対象となる施設等

　　　補助対象となる施設等は、高度化プランに位置付けられている、農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要なものであり、以下のアからエまでに該当するものとする。

　　ア　農業技術を習得するための研修を行う施設等

　　イ　農産物加工に関する研修を行う施設等

ウ　調査・研究・実験等を行う施設等

エ　研修棟、宿泊棟等の施設等

　　　⑵　補助対象経費

⑴に掲げる施設等の整備費とする。

　　　⑶　事業計画等の提出

１の⑶のアからウを準用する。なお、別紙様式第１号を別紙様式第４号に、別紙様式第２号を別紙様式第５号に読み替えるものとする。

　　　⑷　補助金の交付等

ア　国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

イ　本事業の補助率は、２分の１以内とする。

ウ　国は、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

　　　（ア）スマート農業に関連する取組

　　　（イ）環境配慮型農業等に関連する取組

　　　（ウ）就職氷河期世代を含む社会人等へのリカレント教育に関連する取組

エ　補助金の交付を受けた都道府県知事は、１の⑶のイにより承認された都道府県事業計画に基づく事業実施主体に対し、補助金を交付する。

⑸　事業実績等の報告

ア　事業実施主体は、事業実績について、別紙様式第４号により実績報告を作成し、事業完了の日から１か月以内又は当該事業年度の翌年度の４月末日までのいずれか早い期日までに事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事へ報告する。

イ　都道府県知事は、１の実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から３か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度６月末日のいずれか早い期日までに、別紙様式第５号により都道府県実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

　　　⑹　留意事項

ア　本事業により既存の施設等の改良を行う場合は、改良後の既存施設の耐用年数（都道府県が事業実施主体である場合は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）別表に規定する処分制限期間、都道府県以外の者が事業実施主体である場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数）が５年以上残存していること。

イ　既存の施設等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新）に要する経費は補助の対象としない。

ウ　本事業により整備した施設等における研修については、年間の研修受講者数を10名以上確保するよう努めること。

エ　事業実施主体が通常行うべき施設等の維持管理のための改修、補修、耐震性等の強化のための補強工事等に要する経費は、補助対象としない。

オ　施設等の整備に伴う用地の買収、賃借に要する経費又は建設用地の造成に要する経費は、補助対象としない。

カ　自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している整備に要した経費内容については、補助対象としない。

キ　施設等の整備に当たっては、目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等を鑑みて、施設の能力及び規模が、過大にならないよう留意すること。

ク　事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう十分に検討するとともに、「農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営者育成教育事業における費用対効果分析の実施について」（平成 31 年４月１日付け 30 経営第 3006 号経営局長通知）を準用し、整備する施設等の費用対効果分析を必ず行うこと。

ケ　本事業の補助の対象となる施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年４月５日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）を適用しない。

コ　本事業の施設整備、整備した施設等の管理運営等については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成 31 年４月１日付け 30 生産第2220 号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用する。

第６　事業効果の検証等

事業実施主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証する。

第７　その他

１　事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

⑴　都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等又は整備した施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、事業実施主体から報告又は資料の提出を求め、事業実施主体に対し、適切な指導を行うこと。

⑵　地方農政局長は、必要に応じ、都道府県知事又は事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。

　　２　第２の1及び２に掲げる事業について、事業実施主体が、本事業により導入した農業機械等及び施設等について、効果的な農業研修を実施するため、第三者に貸し付ける場合は、次によるものとする。

⑴　事業実施主体が、第三者に対し、農業機械等及び取得施設等の貸付けを行おうとする場合、あらかじめ事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事及び地方農政局長に対し、貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行う。

⑵　貸付けの対象となる者は、第２の⑴から⑷までに掲げる者とし、研修を適切に実施でき、農業機械等又は施設等を貸付期間中、適切に管理できる者とする。

⑶　農業機械等又は施設等の貸付けに当たっては、事業実施主体及び貸付けの対象となる者は、貸付期間、貸付料金、貸付期間中の農業機械等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結すること。

⑷　事業実施主体が貸付けの対象となる者から賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体の負担（事業費 - 補助金等）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内とする。

３　本事業により、地方公共団体が公共施設を整備する場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ 法」という。）の活用に努めること。

４　事業実施主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等又は施設等の法定耐用年数が残存する間に農業機械等及び施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。

５　４により事業実施主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長に報告し、その指示を受ける。

（別記３　別紙様式第１号）

令和　年度　農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業

実施計画（実績報告）

　　　番　　　　　号

　　　年　　月　　日

 都道府県知事　殿

所　在　地

事業実施主体名

　新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号）別記３の第４の1の⑶（実績報告の場合は第４の１の⑸）の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

１　事業実施主体の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体名 |  |
| 代表者 |  |
| 住所 |  |
| 研修実施機関名※ |  |

　※事業実施主体と研修実施機関が異なる場合に記載すること。

２　事業の実施方針

（１）地域の課題及び事業実施の必要性

|  |
| --- |
|  |

（２）新規就農者の確保・育成に向けた研修方針

|  |
| --- |
|  |

（３）導入する農業機械等を活用して行う農業研修の概要等

|  |
| --- |
| ①　農業研修の内容（目的、内容、研修コース数、1コース当たりの研修日数等）②　研修対象者・年間研修人数③　その他（導入する農業機械等の活用方針） |

（４）農業機械等の導入・研修の実施により期待される効果

|  |
| --- |
|  |

３　事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 　導入する農業機械、農業設備　の内容（機械・設備の名称、規格・規模、台数等） | 　 |
| 　総事業費 （消費税込み） （円） | 負担区分（円） |
| 国庫補助金 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |
| 　 | 　 | 　 |  | 　 |
|  完 了 年 月 日 （ 予 定 ） | 　 |
|  備 考 | 　 |

４　研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に、実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること

|  |
| --- |
| 〔研修コース名・受講者数〕　〔アンケート結果〕注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下を参考とする。（１）事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合（２）事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合（３）事業で実施した研修等により職業としての農業に魅力を感じたと回答した者の割合（３）上記以外の研修等の取組の場合　　※研修内容に合わせて効果が測定できるような項目を設定して下さい。 |

５　添付書類

（１）見積書等、事業費の積算根拠となる資料

（２）農業機械、農業設備の規模算定根拠

（３）研修実施機関の概要

（４）財産管理台帳の写し（実績報告時のみ）

（５）その他参考となる資料

（注）１　記載事項及び添付書類がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

　　　２　添付書類について、申請者をウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（別記３　別紙様式第２号）

令和　年度　農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業

都道府県事業実施計画（実績報告）

　　　　番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

 地方農政局長　殿

　　　　　　　　　　都道府県知事

　新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号）別記３の第４の１の⑶（実績報告の場合は第４の１の⑸）の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業都道府県事業実施計画（実績報告）を提出する。

　（別記３　別紙様式第３号）

令和　年度　農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業

全国事業実施計画（実績報告）

　　　　番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

 農林水産経営局長　殿

　　　　所在地

事業実施主体

　新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月26日付け３経営第1996号）別記３の第４の１の⑶（実績報告の場合は第４の１の⑸）の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備全国事業実施計画（実績報告）を提出する。

（別記３　別紙様式第４号）

令和　年度　農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業

実施計画（実績報告）

　　　番　　　　　号

　　　年　　月　　日

 都道府県知事　殿

所　在　地

事業実施主体名

　新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月26日付け３経営第1996号）別記３の第４の２の⑶（実績報告の場合は第４の２の⑸）の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

１　事業実施主体の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体名 |  |
| 代表者 |  |
| 住所 |  |
| 研修実施機関名※ |  |

　※事業実施主体と研修実施機関が異なる場合に記載すること。

２　事業の実施方針

（１）地域の課題及び事業実施の必要性

|  |
| --- |
|  |

（２）新規就農者の確保・育成に向けた研修方針

|  |
| --- |
|  |

（３）整備する施設等の必要性等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備内容 | 整備の必要性 | 整備(予定)時期 |
|  | 【整備の必要性のほか以下について記載】①教育機関の創設に係る場合はその旨記載。※創設する理由、設立時期、機関の概要がわかる資料を添付すること。②既設機関の場合には、平成27年度から令和2年度の就農率の変化 |  |
|  |  | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |   |
| 就農率 |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  令和2年度の就農率－平成27年度の就農率＝　　 平成27年度の就農率※算出方法　就農率＝新規就農者数／卒業者数（新規就農者数はどのような者を含むか内訳を記載）③「ＰＦＩ事業の活用」の場合はその旨記載。※本整備事業において、地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）を活用する場合 |

３　研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に、実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること

|  |
| --- |
| 〔研修コース名・受講者数〕　〔アンケート結果〕注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下を参考とする。（１）事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合（２）事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合（３）事業で実施した研修等により職業としての農業に魅力を感じたと回答した者の割合（３）上記以外の研修等の取組の場合　　※研修内容に合わせて効果が測定できるような項目を設定して下さい。 |

４　事業完了（予定）年月日

令和○○年○月○日

５　添付資料

（１）教育機関の概要が分かる資料

（２）概算設計書、見積書等事業費の根拠となる資料

（３）費用対効果分析

（４）施設の規模算定根拠

（５）施設の位置、配置図及び平面図

（６）その他参考となる資料

（注）１　記載事項及び添付書類がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

　　　２　添付書類について、申請者をウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（別記３　別紙様式第５号）

令和　年度　農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業

都道府県事業実施計画（実績報告）

　　　　番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

 地方農政局長　殿

　　　　　　　　　　都道府県知事

　新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号）別記３の第４の２の⑶（実績報告の場合は第４の２の⑸）の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業都道府県事業実施計画（実績報告）を提出する。